② 学校教育法による高等学校、専修学校もしくはこれらに相当する外国の学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者。

③ 上記①及び②以外の者で、７年以上の業務経験を有する者。

④ 技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））、技術士（電気電子部門）のいずれかの資格を有する者。

⑤ 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑥ 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑦ 第一種電気工事士の資格を有する者。

⑧ 第二種電気工事士の資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑨ １級電気工事施工管理技士、２級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

⑩ １級電気通信工事施工管理技士、２級電気通信工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

⑪ 工事担任者（第一級アナログ通信）、工事担任者（第一級デジタル通信）、工事担任者（総合通信）、工事担任者（旧ＡＩ第二種）、工事担任者（旧ＤＤ第二種）のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑫ 電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者）、電気通信主任技術者（線路主任技術者）のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

３）点検配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

４）在籍出向者等を点検配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

５）点検配置予定技術者の常駐場所が近畿地方整備局管内（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）にあること。

６）点検配置予定技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、令和７年４月１日の時点で手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初契約金額の合計をいう。）は、２億円未満かつ５件以下であること（本業務を含み、契約済みおよび特定後未契約のものを含む）。

点検配置予定技術者が、他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、維持管理に係る履行開始までに発注者に兼務しようとする業務の概要を届出なければならない。

点検配置予定技術者の手持ち業務量は、令和７年４月１日から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で維持管理に係る履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(a)～(c)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

(a) 当該管理技術者と同等の履行実績を有する者。

(b) 当該管理技術者と同等の技術者資格（上記①から⑫で規定している資格及び業務経験等）を有する者。

(c) 手持ち業務量が上記６）において設定している、点検配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

⑺ 工事及び維持管理に係わる履行期間　工事に係る履行期間においては工事配置予定技術者及び現場代理人を配置し、維持管理に係る履行期間においては点検配置予定技術者を配置すること。

なお、維持管理に係る履行期間においては、点検配置予定技術者が業務の管理及び統括を行うものとし、その期間については本工事に係る工事配置予定技術者及び現場代理人の配置を要しないものとする。

⑻ 本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

⑼ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽ 申請書及び資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。

⑾ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

⑿ 入札に参加しようとする者の間に資本関係、又は人的関係がないこと又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと（入札説明書参照）。

⒀ 入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４⑵(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

⒁ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴ 入札に関する事項

１）「環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

・管理制御処理設備における操作ミス防止の為の工夫とその効果

２）「賃上げ評価」

従業員への賃金引き上げ計画を表明した企業等について評価する。

３）「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。

㋐ 施工体制確保の確実性

㋑ 品質確保の実効性

４）総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑ 上記１）から３）までの内容が適正であること。

㋒ 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵ 提案について

(a) 入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、指定テーマについての評価の配点は60点とし、得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

(b) 「賃上げ評価」については、賃上げの実施を表明すれば４点を与える。

(c) 施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。